

秋田県告示第283号

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、次のとおり平成30年度調理師試験を実施するので、調理師法施行細則（昭和34年秋田県規則第34号）第2条第1項の規定に基づき、公告する。

平成30年5月18日

秋田県知事 佐竹敬久

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成30年10月13日（土）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場所

秋田市八橋南二丁目10番16号 秋田県JAビル

2 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論及び食文化概論

3 受験資格

次に掲げる学歴及び実務経験を有する者とする。

(1) 学歴

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条の規定により高等学校の入学資格を有する者

イ 旧制国民学校高等科を修了した者及び旧制中学校2年の課程を終えた者又は厚生労働大臣がこれらの者と同
等以上の学力を有すると認めた者

(2) 実務経験

平成30年度調理師試験実施要領により別に定める。

4 受験申込みに必要な書類

(1) 受験願書 2部

(2) 添付書類

平成30年度調理師試験実施要領により別に定める。

5 受験願書用紙の交付

(1) 期間

土曜日、日曜日を除き、平成30年6月18日（月）から7月13日（金）までの午前9時から午後5時まで

(2) 場所

秋田県内の各地域振興局福祉環境部（県保健所）、秋田市保健所及び鹿角地域振興局内県民ホール

(3) その他

期間中、受験願書及び一部の添付書類は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」（<http://www.pref.akita.lg.jp/>）より、ダウンロードができる。

6 受験願書の受付

(1) 期間及び時間

土曜日、日曜日を除き、平成30年7月2日（月）から同月13日（金）までの午前9時から午後5時まで

(2) 場所

住所地を所管する地域振興局福祉環境部（県保健所）とする。なお、秋田市の居住者は秋田市保健所とする。

また、秋田県内に住所を有しない者にあつては、秋田県内の地域振興局福祉環境部（県保健所）とする。

郵送による願書提出は原則として認めない。

7 受験手数料

(1) 額

6,100円

(2) 納付方法

受験願書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 合格者の発表

平成30年11月30日（金）午前10時に秋田県庁前公告板、各地域振興局福祉環境部（県保健所）及び秋田市保健所の
掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者へ通知する。また秋田県公式Webサイト「美の国あきたネ
ット」（<http://www.pref.akita.lg.jp/>）にも合格者受験番号を掲載する。

9 開示請求の受付

(1) 開示請求ができる者

受験者本人

(2) 開示内容

科目別得点及び総合得点

(3) 期日及び時間

土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成30年11月30日（金）から同年12月27日（木）までの午前9時から午後5時まで

(4) 場所

秋田県健康福祉部健康づくり推進課及び各地域振興局福祉環境部（県保健所）

10 試験についての問合せ先

秋田県健康福祉部健康づくり推進課（電話018-860-1426）、最寄りの地域振興局福祉環境部（県保健所）及び秋田市保健所まで